

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 田中建設  
秋田県鹿角市花輪字大川添26

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和4年4月20日～令和4年7月19日（3ヵ月）  
全区域（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄の区域）

### 3 指名停止理由

株式会社 田中建設の代表取締役が、秋田県鹿角市発注工事の入札において、前鹿角市長から入手した情報により落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年2月9日、公契約関係競売等妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。  
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 全区域を対象として 3ヵ月以上12ヵ月以内